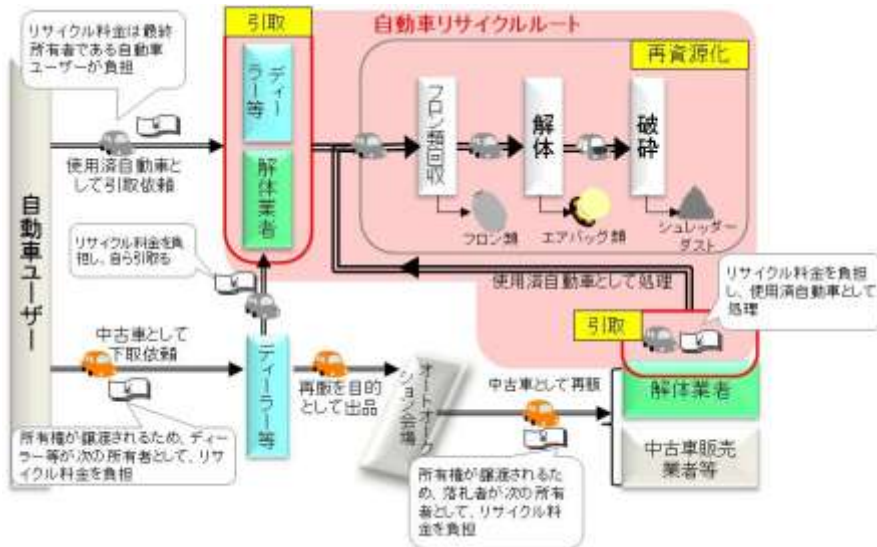


使用済自動車判断ガイドラインについて

使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではない。そのため、様々な場面毎の判断の手順や関係者の関与のあり方、実際の判断基準を整理し、判断の拠り所とするガイドラインを策定。

使用済自動車の適正な流通の確保

所有者がその使用を終えた自動車は、以下のように多様なルートをとどり、使用済自動車として適正処理される。



◆引取業者からの必要な情報の提供

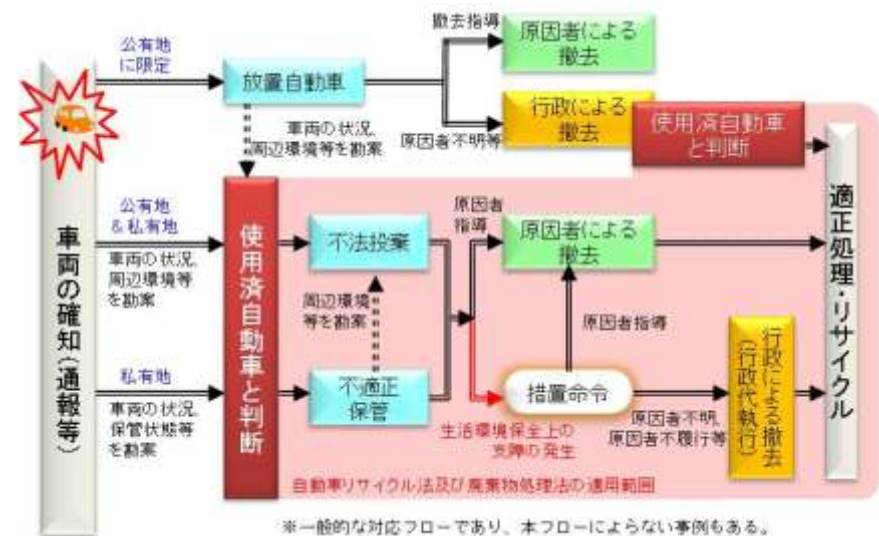
- ・ 経済的価値、損傷状態、走行距離、年数などについて、車両の状況と照らし合わせた判断材料の提供。
- ・ 「使用済自動車引取依頼書」や中古車の「譲渡証明書」など、書面による意思確認の実施。
- ・ 引取業務研修システム等を活用した、継続的な業務資質の向上。

◆オートオークション（AA）会場における取扱い

- ・ AA会場を通じた中古車取引が拡大する中、低年式車や多走行車等をと扱う「低価格車コーナー」を設置する会場も増加。
- ・ 会場毎に定めている出品を断る事例、流札した車両の取扱いに関する取り決め等を関係者間で共有し、認識の共有化を図る。
- ・ 流札車両や使用済自動車と思われる車両の取扱いについては、客観的な基準を定めて遵守する等、まずは業界内の自主的な取組が望ましい。

不法投棄及び不適正保管事案への対応の迅速化

不法投棄・不適正保管の車両に対する地方公共団体による指導の迅速化・効率化のため、判断に資する具体的な要件の設定が必要とされている。



◆不法投棄等と疑われる事案における使用済自動車判断基準（総合判断）

- ①占有者が確知されない不法投棄疑い事案
【自動車としての本来の用に供する状態であるか】
主要部品の装備状況、車両の損傷状態
【継続使用の意思が認められるか】
（そもそも継続使用の意思がある可能性は低い、補強材料として）
ナンバープレート、車台番号の存否、使用の形跡等
・ また、燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や、崖下投棄など投棄の意図が明らかな車両は使用済自動車との判断が妥当。
- ②占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案
【自動車としての本来の用に供する状態であるか】
主要部品の装備状況、車両の損傷状態
【継続使用または自動車として譲渡の意思が認められるか】
車台番号や車検証の存否、部品の取り外し状況等
【継続使用を前提とした管理がなされているか】保管方法、保管場所等